

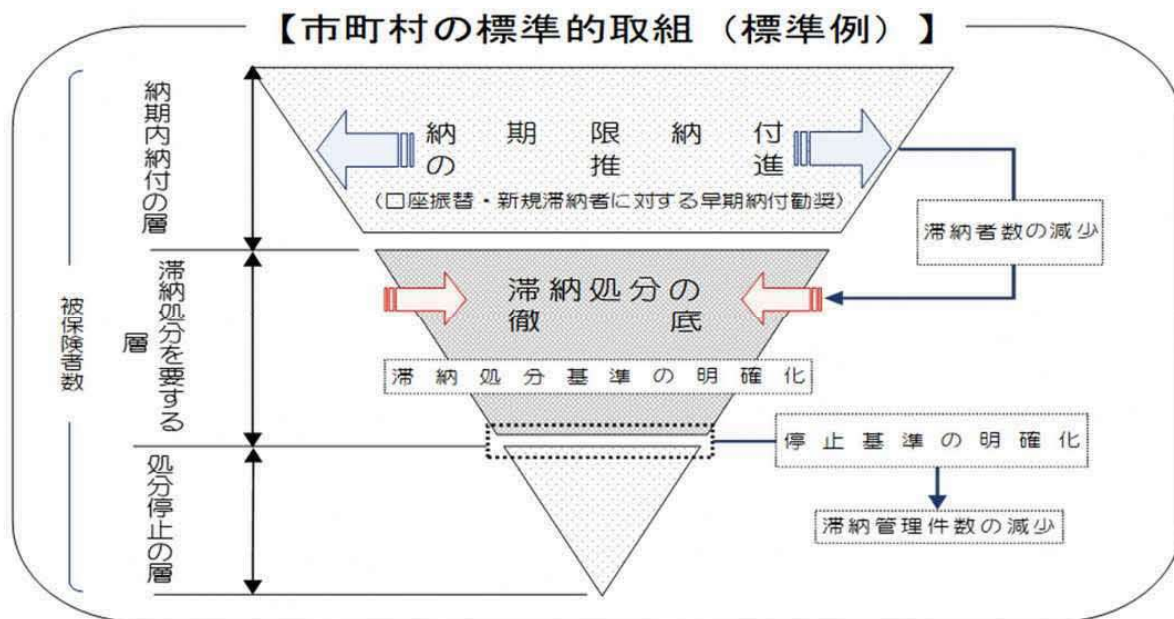
第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施

第1節 目指す姿

北海道では保険料水準の統一による「加入者負担の公平化」を目指しており、その達成には、各市町村の収納率差による保険料負担差を公平化する必要があります。

そのため、道と各市町村が一体となって収納事務の平準化及び収納率の向上による収納率差の縮小に資する取組を実施します。

図13 収納率向上に向けた取組の全体像



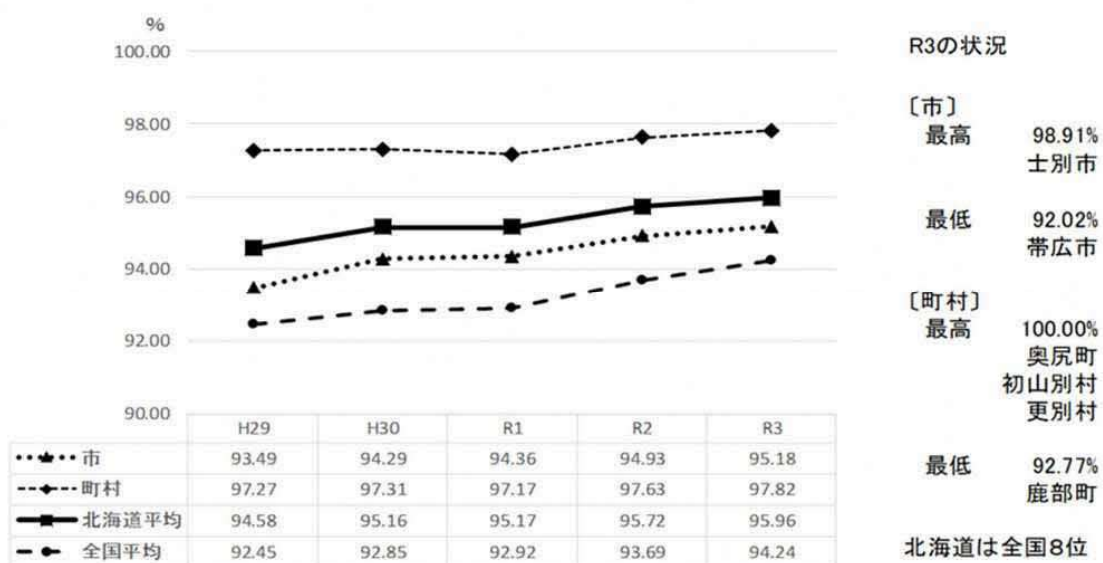
第2節 現状

1 保険料（税）の収納率の推移

道内市町村の収納率は、全国平均を上回っている状況にあり、近年は上昇傾向にあるものの、市町村ごとに見た場合、収納率の差が大きい状況にあります。

(第3章第3節2(4)参照)

図14 収納率の推移(現年度分、全被保険者分)



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

2 収納対策の実施状況

口座振替については全市町村で実施されています。また、収納対策に関する要綱の作成については 98 市町村保険者（62.4%）、コンビニ収納については 78 市町村保険者（49.7%）が実施しており、取組が広まってきています。

表 18 収納対策の実施割合(R3 道内市町村)

事業	実施割合	事業	実施割合
差押	93.0%	タイヤロック	36.9%
財産調査	91.1%	多重債務相談	31.2%
要綱(プラン、マニュアル等含む)の作成	62.4%	口座振替の原則化	12.7%
研修の実施	58.6%	専門家の配置	8.9%
コンビニ収納	49.7%	マルチペイメントネットワーク	5.1%
搜索	49.7%	コールセンター(電話勧奨)	3.8%
インターネット公売	41.4%	収納率向上アドバイザーの活用	3.8%
滞納整理機構	40.8%		

厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」の数値を基に道が算出。

第3節 収納対策

1 収納率目標

道は、各市町村の収納率の実態を踏まえ、被保険者の規模に応じた収納率目標を設定します。

収納率目標は、被保険者が①5,000人未満の市町村、②5,000人以上10,000人未満の市町村、③10,000人以上20,000人未満の市町村、④20,000人以上の市町村の4つの区分で設定します。

また、目標収納率は、それぞれの区分の平均収納率とし、各市町村の収納総額を調定総額（居所不明者分は除く）で除して得た割合とします。

第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施

表 19 令和5年度規模別目標収納率

被保険者数規模	20,000人以上	10,000人以上 20,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	5,000人未満
目標収納率	94.9%	96.4%	97.2%	97.6%

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。

第4節 加入者負担の公平化に向けた取組

1 収納事務の平準化及び収納率の向上

市町村間で収納率差が生じる要因は、収納対策の取組状況の違いや、地域性（産業構造）の違いが考えられるため、各市町村の収納事務を平準化した上で、なお残る収納率差による保険料負担差については、全道で公平化することを目指します。

そのため、道が示す標準的な取扱いを踏まえつつ、各市町村が一定の基準により収納対策の取組を実施していることをもって、収納事務の平準化と定義し、収納対策の強化及び収納率向上を図ります。

2 事務の平準化及び収納率向上に向けた具体的な取組

道では、市町村と一体となり、収納率向上対策の検討や、具体的支援を実施します。積極的に取り組んでいる市町村の事例などを参考に、次の取組を行います。

- (1) 収納率が低い市町村の収納率向上に資するよう、一定の基準を定め、下記の取組を進めます。
 - ① 実施基準に基づく滞納処分等の執行
 - ② 保険料（税）の納付方法として口座振替を推進
 - ③ 早期納付勧奨の実施
 - ④ 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成
- (2) 保険料（税）納付に係る利便性の向上のためのコンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援します。
- (3) 毎年度、市町村職員を対象とした収納率向上に資する研修を開催します。
- (4) 収納率目標を下回る市町村を対象に、収納対策に関する専門的知識や経験を有する収納率向上アドバイザーを派遣し、現状の課題分析や改善の方向性等について協議・助言等を実施します。